

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 福岡県北九州市若松区南二島四丁目5番7号

氏名 久屋産業株式会社

代表取締役 久保山 功二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 広瀬 勝 貞



許可の年月日 平成29年12月11日

許可の有効期限 平成34年12月10日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え又は保管行為を含まない。）以下余白

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥（有機汚泥、無機汚泥を含む）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物、廃容器包装、廃プリント配線板を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物、廃容器包装、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極で不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるものを含む）、ガラスくず等（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る）、廃石膏ボード、廃容器包装を含む）、鋳さい、がれき類、ばいじん、動物系固形不要物

（以上17種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。含む：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

積替え又は保管行為を含まない。

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成19年12月11日	産業廃棄物収集運搬業許可
平成24年11月16日	変更届（役員、運搬施設）
平成24年12月11日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成29年6月21日	変更届（運搬施設）
平成29年11月22日	変更届（運搬施設）
平成29年12月11日	産業廃棄物収集運搬業更新許可

5. 積替え許可の有無

市名

有・無

許可番号

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有